

「かごしま黒豚」飲食店連携プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「かごしま黒豚」飲食店連携プロモーション業務

2 履行期限

令和9年3月5日（金曜日）

3 業務目的

鹿児島県では、平成2年に生産者を中心に組織された鹿児島県黒豚生産者協議会と連携し、県のブランド産品である「かごしま黒豚」の銘柄確立に継続的に取り組んでいる。

令和7年度に県が実施した調査により、消費者の認知として鹿児島県と黒豚は結びつくものの、「かごしま黒豚」がブランド産品であり、そのブランド名称や生産条件等について正確に理解されていないことが明らかとなり、一層の認知度向上の取り組みが必要である。

また、同調査を通じて、「かごしま黒豚」の強みは、肉質や甘味のある脂身であり、喫食体験を増やし、消費者の評価を得ていくことが必要とされている。

本事業では、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県を中心とした都市圏）の消費者等をターゲットに、「かごしま黒豚」の強みである肉質の良さや甘味のある脂身を前面に出したPRを実施し、東京圏の消費者等の認知度向上を図ることを目的とする。

4 定義

本業務における「かごしま黒豚」の定義は次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 鹿児島県黒豚生産者協議会会員が、県内で生産・肥育し、出荷したパークシャー種
- (2) 肥育後期にさつまいもを10～20%添加した飼料を60日以上給与
- (3) 出荷日齢が概ね230～270日齢

5 委託内容

(1) 企画立案・実施計画の策定

ア 本事業のキャンペーンコンセプト設計

- ・ 「かごしま黒豚」の強みである肉質の良さと甘味のある脂身を重視し、消費者の関心を引く飲食店と連携した企画とすること。
- ・ 「かごしま黒豚」の肉質及び脂身の甘さを体験させることを重視し、「かごしま黒豚」の認知度向上に寄与する企画とすること。

イ ターゲット設計

ウ 実施計画（スケジュール、実施体制）の策定

(2) 連携飲食店等の選定及び協力体制の構築

ア 対象エリア及び選定店舗数

- ・ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県を主たる対象とする。
- ・ 連携飲食店は複数選定すること。

イ 選定店舗の選定基準

- ・ 「かごしま黒豚」の取扱い実績がある、又は積極的に取扱い意向のある飲食店
- ・ 首都圏において一定の集客力とブランドイメージを有する飲食店
- ・ ターゲット層との親和性が高いこと
- ・ 本事業の趣旨を理解し、積極的に協力いただける飲食店

ウ 協力体制の構築

- ・ 選定した飲食店に対し、事業概要、目的、期待される効果等を説明し、協力覚書等を締結する。
- ・ 連携飲食店における、かごしま黒豚メニューの開発・提供支援、販促物の提供、店舗内での情報発信協力等を依頼・調整する。

(3) メニュー開発・提供

ア 「かごしま黒豚」の特徴（肉質、脂身の甘さ）を最大限に引き出すメニューの開発・提供（既存メニューの組合せ等による喫食機会の増加を促進する取組も含む）。

イ 食材調達・供給体制の構築

(4) 飲食店連携プロモーションの効果的な周知活動

一般消費者や飲食店関係者へ訴求できる媒体等を企画・選定し、PR等を行うこと。

(5) その他認知度向上を図るための取組

上記(1)～(4)以外に、「かごしま黒豚」の認知度向上を図るための取組を提案、企画、運営することができる。なお、詳細は別途県と協議し決定すること。

(6) 効果検証等

上記(1)～(3)、(4)、(5)の取組に応じた測定項目や分析方法等の効果測定計画を事前に策定し、各取組の効果等を分析すること。

6 成果報告

受託者は、業務内容を取りまとめた報告書を履行期限までに委託者へ提出しなければならない。報告書には、事業実施概要、実施結果、効果測定結果、今後の課題等を記載すること。

(1) 報告書（A4判縦：1部）

(2) PDFデータ：一式

7 秘密の保持

本業務を履行する上で、知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。

8 著作権の取扱いについて

(1) 著作権者

本業務により作成された販促資材及びそのデザインや写真等のデータ等全ての著作権は、鹿児島県に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ・ 素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉・処理は、原則受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

9 留意事項について

本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、県と十分協議の上、作業を進めること。